

里親制度の充実を求める意見書

近年、保護者の病気や離婚、経済的事情など様々な理由から、家庭で暮らすことができない子どもたちを公的な責任のもとで養育する社会的養護の必要性が高まっている。

子どもが健やかに成長するには、家庭での生活を通じて、特定の信頼できる大人と愛着関係を築くことが極めて重要である。家庭で適切な養育が受けられない場合において、より家庭に近い環境での養育を行う里親制度は、子どもの自己肯定感を育むなど、子どもの健やかな育成を図る重要な制度である。

国においては、里親等委託率について、遅くとも令和十一年度末までに乳幼児七五%以上、学童期以降五〇%以上の目標を掲げているところである。本県では、児童相談所に里親支援専門部署を設置したほか、独自のモデル的な取組を実施し、令和5年度末時点で乳幼児六六・七%、全体で三九・一%と全国トップクラスの里親等委託率を実現しているが、国が定める目標の達成には至っていない。

乳幼児を一時保護する場合、県内一か所しかない一時保護所や乳児院では受入れが困難な状況であり、夜間・休日等の緊急時には受け入れ可能な里親の調整が非常に困難となっている。

加えて、被虐待経験による愛着の課題や発達に特性がある児童も多く、里親の養育負担は過大になっており、里親の負担軽減のためのレスパイトの強化が不可欠である。しかし、里親委託児童の養育をサポートする児童福祉施設では、現行の人員配置基準では、受入れの対応が困難な状況となっている。

そうした中、本県では、民間の補助制度などを活用しながら、夜間及び休日に子どもの緊急受入が必要となった場合に、待機している里親が短期間の受入れを行う「乳幼児短期緊急里親制度」を導入するとともに、里親レスパイトの充実に向け、児童福祉施設に専任職員の配置を行ってきたところであり、里親制度の推進に非常に有効と考えている。

そこで、国会及び政府におかれては、子どもの健やかな成長が図られるよう里親制度の更なる充実のため、次の施策を講じるよう強く求める。

一 夜間及び休日に子どもの緊急受入が必要となった場合に、待機している里親が短期間で受け入れられる「乳幼児短期緊急里親制度」を国の制度として早期に創設すること。

二 里親レスパイトの充実に向け、児童福祉施設に、里親レスパイト専任職員を配置する制度を早期に創設すること。

三 里親制度に対する国民の理解促進を図り、里親登録数を増加させるため、積極的な広報・啓発活動を実施すること。

四 地域の実情に応じたきめ細かな里親制度の充実を図るため、予算措置や人員体制の強化を支援すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

額賀福志郎 殿
関口昌一 殿
石破茂 殿
村上誠一郎 殿
加藤勝信 殿
三原じゅん子 殿

大分県議会議長 嶋

幸 一